

沖縄県小規模多機能型居宅会議事業所連絡会 会則

第1章 会則

第1条（目的）

本会は、質の高い介護サービスを社会に提供するため、情報の共有・交換・研修や研究を通じて、自己研鑽に励み、会員の質の向上を図ると共に、地域や行政との連携を図ることを目的とする。

第2条（名称）

本会は、沖縄県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会という。

第3条（事務局の所在地）

本会の事務局は、「沖縄本島内」に置く。

第4条（事業）

本会は、第1条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所従事者の情報交換を図るための活動。
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所従事者に関する研修会及び講習会の開催。
- (3) 介護保険関係機関との連携協力の推進に関する活動。
- (4) 介護保険制度及び関係制度施策への意見提言に関する活動。
- (5) その他本会の目的達成に必要な活動。

第2章 会員

第5条（構成及び会務）

本会は、次の会員を持って構成する。

- (1) 正会員 小規模多機能型居宅介護事業者及び職員。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人、団体。

第6条（年会費）

- (1) 年会費 15,000円

~~(2) 新規開所する事業所は初年度のみ免除とする。（同じ意味ですが明確にします）~~

- (2) 新規開所する事業所は、開所年度の年会費を免除する。

第7条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員が、介護保険法に基づき事業所の取り消しがあったとき。
- (3) 年会費を1年以上納入しないとき。

第8条（加入及び退会）

- (1) 本会に入会し、または退会しようとする場合は、所定の様式にて届け出し、役員会にて承認を得る。
- (2) 会員は退会する場合は、その事由を付した書面にて会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

第3章 役員

第9条（役員の定数及び選任）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 書記 1名
- (7) 相談役 1名

役員は、総会において選出する。

第10条（役員の職務）

- (1) 会長 会長は、会を代表し、職務を遂行する。会長は、定期的に、かつ必要とあればそれに応じて、役員会を招集するものとし、議長を務める。
- (2) 副会長 副会長は、会長を補佐し会長が事故などで職務を遂行できないときは、その職務を遂行する。また、会が実施する活動について、企画立案し、会の目的遂行の為の活動を行い、会務の遂行に対して会長を補佐するもとする。その他、会長副会長と割り振って、資料作成なども行うものとする。
- (3) 事務局 事務局は、会の事務を統括する。
 - ①議事録の作成
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ・日時及び場所
 - ・出席者名と出席数
 - ・審議事項及び議事事項
 - ・議事の経過の概要及びその結果
 - ②開催通知
基本的に事務局が行うが、内容や日程調整などにおいては、会長と副会長及び事務局で調整する。
 - ③連絡調整
研修会の企画に関する連絡調整について、会長及び副会長と割り振って調整する。
 - ④運営に関すること 役員会と調整して行う。

- (4) 会計 会計は、会の会計を統括する。
- (5) 監事 監事は、会計を監査し総会にて報告する。
- (6) 書記 書記は、役員会の議事内容を記録する。
- (7) 相談役 沖縄県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会の相談役とする。

第11条（役員の任期）

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- (2) 役員の退職・異動等があった場合、任期内に限り賛助会員として役員を継続できる。

第4章 会の開催

第12条（会の開催）

本会の会議は、次の通りとする。ただし、それ以外は必要に応じて各事業所確認のうえ、変更開催をする事が出来る。

- 1 総会
- 2 役員会

(1) 総会

- ①総会 総会は、年1回役員会が招集し、会員の過半数を持って成立し（委任状を含む）、総会の議事は、出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- ②総会は、次に挙げる事項を審議する。
- ・予算及び事業計画
 - ・決算及び事業実績報告
 - ・会則の改廃
 - ・その他、本会の事業に関する重要事項で総会において必要と認める事項

(2) 役員会

- ①役員会は、会員の情報交換・学習及び協議の場としてその都度開催する。

第13条（会の構成）

- (1) 総会は、会員を持って構成する。
- (2) 役員会は、役員を持って構成する。

第14条（役員会世話役等費用弁償）

役員会世話役等に対する費用弁償は別に定める。

第15条（年会費の支弁）

- (1) 本会の経費は、年会費・各団体・機関からの助成金、寄付金、その他収入で持つて充てる。

- (2) 年会費の使途については、事務局における会の運営に関する経費として、消耗品費・通信運搬費・会議費・印刷製本費・茶菓子代に充て、その経費以外の研修費等に係わる講師派遣費及び旅費や、会場使用料などが発生する場合には、別途会員から徴収するものとする。
- (3) 年会費は年度途中の加入においても同額とする。
- (4) 年会費は年度途中で退会する場合も返納できない。
- (5) 年会費は年度開始の二ヵ月以内に納入しなければならない。
- (6) 本会の年会費及び徴収方法は、別に定める。

第16条（会計年度）

- (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終わる。
- (2) 会計報告は、会計監査を実施し、総会において報告する。

第5章 会則の変更及び解散・その他

第17条（変更）

会則を変更する場合は、役員会の発議により、総会において出席者の過半数以上の賛成により決議しなければならない。

第18条（解散）

本会を解散する場合は、役員会の発議により、総会において出席者の4分の3以上の賛成によって決議しなければならない。

第19条（その他）

その他この会則に定めのない事項は、役員会で協議し決定する。

役員・事務局員等に対する費用弁償規程

沖縄県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会（以下「本連絡会」という。）の役員・事務局員等に対する費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定める。

(役員等費用弁償)

第2条 役員・事務局員等に対する費用弁償は次のとおりとする。

但し、年間の会議参加回数が開催回数の半数に満たない場合は半額とする。

| | | |
|-----|----|---------------|
| 会長 | 年額 | 20,000円 |
| 副会長 | 年額 | 10,000円 |
| 事務局 | 年額 | 10,000円 |
| 会計 | 年額 | 10,000円 |
| 監事 | 年額 | 10,000円 |
| 書記 | 年額 | 10,000円 |
| 相談役 | 年額 | 10,000円 |
| その他 | | 会長の定めるところによる。 |

(役員旅費)

第3条 役員が会議等に出席したときは、その旅費に係る費用を支給する。

| | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 同一地区内の移動 | 500円 |
| (2) 隣接地区間(北部・中部、中部・南部)の移動 | 1,000円 |
| (3) 北部地区ー南部地区間の移動 | 2,000円 |
| (4) 航空機を使用する移動 | 実費（正規航空券費用） |

(会員費用弁償)

第4条 会長の指示を受けた会員が県内外の会議、講習会及び研修会等に出席したときは、その旅費に係る費用を支給する。

| | |
|------------------|----------------------|
| (1) 講習会及び研修会等に出席 | 実費（但し、90,000円を限度とする） |
| (2) 会議出席 | 実費（但し、60,000円を限度とする） |
| (3) その他 | 会長の定めるところによる。 |

(支払い方法)

第5条

(1) 役員等の費用弁償の支払は、年度末月とし、任期中の辞任は当該月に月割計算で行う。

(付則)

この会則は、平成19年7月7日より施行する。

この会則は、平成21年7月18日より施行する。

この会則は、平成22年6月19日より施行する。

この会則は、平成23年6月19日より施行する。

この会則は、平成24年6月22日より施行する。

この会則は、平成25年6月15日より施行する。

この会則は、平成26年6月28日より施行する。

この会則は、平成27年6月20日より施行する。

この会則は、平成29年4月22日より施行する。

この会則は、平成30年4月21日より施行する。

この会則は、平成31年4月26日より施行する。

変更点：費用弁償規程第5条、各支部活動費の削除